三　第二種弁護士過疎地域　地方裁判所の本庁又は支部の管轄区域に該当する地域であって、当該地域に所在する法律事務所の数が十以下であるもの（第一種弁護士過疎地域に該当するものを除く。）をいう。

四　偏在解消対策地区　次のイからニまでのいずれかに該当する地域（会長が細則で定める日において該当するものを含む。）をいう。

イ　地方裁判所支部の管轄区域に該当する地域であって、当該地域に法律事務所を置く弁護士一人当たりの人口が三万人を超えるもの

ロ　簡易裁判所の管轄区域に該当する地域であって、当該地域に法律事務所（社員又は使用人である弁護士が常駐しない弁護士法人の従たる法律事務所を除く。ハにおいて同じ。）が二か所以上存在しないもの

ハ　市町村であって、当該地域に法律事務所が存在しないもの

ニ　イからハまでのいずれかに準ずる地域その他弁護士偏在解消のために特別な対策が必要と認められる地域であって、当該地域を管轄区域とする地方裁判所に対応する弁護士会又は当該地域を管轄区域とする高等裁判所に対応する弁護士会連合会が偏在解消対策地区として指定し、本会が当該指定を承認したもの

五　特別独立開業等支援対象地区　偏在解消対策地区であって、次のイ又はロのいずれかに該当する地域をいう。

イ　第一種弁護士過疎地域であって、国選弁護事件、当番弁護事件及び民事法律扶助事件のいずれかを受任する弁護士が一名以下であるもの

ロ　イに掲げる地域に準ずる地域その他弁護士偏在解消のために特別な対策が必要と認められる地域であって、当該地域を管轄区域とする地方裁判所に対応する弁護士会又は当該地域を管轄区域とする高等裁判所に対応する弁護士会連合会が特別独立開業等支援対象地区として指定し、本会が当該指定を承認したもの

六　公益的活動　国選弁護事件、国選付添事件、当番弁護事件、法律援助事件、民事法律扶助事件その他これらに準じる事件を受任して弁護士の職務を行うことをいう。

七　法律相談センター　弁護士会又は弁護士会連合会が行う法律相談事業の用に供する特定の施設をいう。

第二章　法律相談センター援助事業

（法律相談センター援助事業）

第三条　日本弁護士連合会（以下「本会」という。）は、この章に定めるところにより、法律相談センター援助事業として、弁護士会又は弁護士会連合会が単独又は共同で弁護士過疎地域に法律相談センターを設置して法律相談事業を行う場合において、当該弁護士会又は弁護士会連合会に対し、その申請により、法律相談センターの設置及び運営に関する援助（以下「法律相談センター援助」という。）を行う。

（法律相談センター援助の対象）

第四条　本会は、弁護士会又は弁護士会連合会が単独又は共同で行う法律相談事業が次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合、法律相談センター援助を行う。

一　法律相談センターが次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

イ　申請に係る年度（毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）において第一種弁護士過疎地域又は第二種弁護士過疎地域に該当する地域に設置されるものであること。

ロ　弁護士会又は弁護士会連合会が単独又は共同で設置するものであること。

ハ　弁護士会又は弁護士会連合会が単独又は共同で行う法律相談事業の拠点であることが明確であること。

二　弁護士による法律相談を実施するものであること。

三　おおむね毎週一回以上（離島その他法律相談センターの設置場所によっては、毎月一回以上又は二か月に一回以上）法律相談の開催を予定すること。

四　予約の受付の時間、方法等が明確であること。

五　相談者が法律相談を担当した弁護士に当該事件を依頼すること又は他の弁護士の紹介を受けることができること。

2　本会は、法律相談センターが設置された地域が前項第一号イに掲げる各地域に該当しなくなった場合であっても、該当しなくなった年度の翌々年度まで法律相談センター援助を行うことができる。

（第一種弁護士過疎地域に設置される法律相談センターに関する援助金）

第五条　第一種弁護士過疎地域に設置される法律相談センターについて本会が行う法律相談センター援助は、次の各号に掲げる援助金を基金から支出して行い、それぞれの金額については、当該各号に定める額とする。

一　法律相談センターの開設費（会長が必要と認める場合の移転費を含む。）に対する援助金　百万円（常設の法律相談センターの場合にあっては、二百万円）の範囲内で必要と認める額

二　通信設備設置費用に対する援助金（離島その他法律相談センターの設置場所により会長が必要と認める場合に限る。）　五十万円の範囲内で必要と認める額

三　法律相談センターの運営費に対する援助金　一年度当たり百万円（ハただし書に該当する場合にあっては同規定により算出される額とハ本文の規定により算出される額の差額を、ニに該当する場合にあっては同規定により算出される額を、それぞれ百万円に加えた額）の範囲内で、申請に係る年度のそれぞれの法律相談開催予定日（申請に係る年度の初日以外の日に第一種弁護士過疎地域又は第二種弁護士過疎地域に該当することとなった地域に設置される法律相談センターにあっては、その該当することとなった日の属する月から申請に係る年度の終わりの月までの法律相談開催予定日）につき次のイからハまでに掲げる額を算出して合計した額及びニに掲げる額の合計額

イ　法律相談予定時間及び相談担当弁護士の数に三千円を乗じて得た額

ロ　相談担当弁護士ごとのアクセス時間（相談担当弁護士の法律事務所が所在する場所又は弁護士会の事務所その他の場所から当該法律相談センターまで公共の交通機関等を利用して通常の経路で移動する場合に要する往復時間として弁護士会又は弁護士会連合会が定めるものをいう。以下同じ。）に三千円を乗じて得た額を合計した額

ハ　相談担当弁護士ごとのアクセス時間に二千円を乗じて得た額を合計した額。ただし、離島等交通事情が良好でない地域に設置された法律相談センターに航空機又は船舶を利用して赴く必要がある場合であって、予想される交通料金の実費の額がその相談担当弁護士のアクセス時間に二千円を乗じて得た額を超えるときは、実費の額

ニ　相談担当弁護士が宿泊を必要とする場合にあっては、年度中の延べ宿泊必要回数に七千五百円を乗じた額

四　法律相談センターを常設する場合における施設常設費に対する援助金　一年度当たり百五十万円の範囲内で必要と認める額

五　継続的広報費に対する援助金　一年度当たり十万円の範囲内で必要と認める額。ただし、特に広報の強化が必要であるとして、新たな方法又は内容の広報を行う場合には、二十万円の範囲内で必要と認める額

（第二種弁護士過疎地域に設置される法律相談センターに関する援助金）

第六条　第二種弁護士過疎地域に設置される法律相談センターについて本会が行う法律相談センター援助は、次の各号に掲げる援助金を基金から支出して行い、それぞれの金額については、当該各号に定める額とする。

一　法律相談センターの開設費（会長が必要と認める場合の移転費を含む。）に対する援助金　五十万円の範囲内で必要と認める額

二　法律相談センターの運営費に対する援助金　一年度当たり五十万円の範囲内で、申請に係る年度のそれぞれの法律相談開催予定日につき法律相談予定時間及び相談担当弁護士の数に三千円を乗じた額を算出して合計した額